

障 発 0515 第 7 号
令和 2 年 5 月 15 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障 害 保 健 福 祉 部 長
(公 印 省 略)

障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業の実施について

障害福祉サービスにおけるテレワーク等の導入を支援するため、今般、別紙のとおり「障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業実施要綱」を定め、令和 2 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、都道府県におかれては、管内市町村（特別区を含み、指定都市、中核市を除く）への周知をお願いします。

(別紙)

障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業実施要綱

1. 目的

就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所における障害者（利用者）の在宅就労（在宅における就労に向けた訓練含む。以下同じ。）並びに発達障害児・者への在宅等での多様な支援を推進するために必要な経費を補助することを目的とする。

2. 実施主体

本事業の実施主体は、4（1）の事業については、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）、4（2）の事業については、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。ただし、実施主体は、事業の一部又は全部を外部に委託することができる。

3. 対象者

4（1）の事業については、就労移行支援事業者、就労継続支援A型事業者、就労継続支援B型事業者（以下「就労系障害福祉サービス事業者」という。）、4（2）の事業については、発達障害児・者が利用している児童発達支援事業者、放課後等デイサービス事業者及び就労系障害福祉サービス事業者（以下「発達障害児・者支援事業者」という。）とする。

4. 事業内容等

(1) 就労系障害福祉サービス事業者におけるテレワーク等導入支援

- ① 都道府県等は、管内の就労系障害福祉サービス事業者からの「就労系障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入計画書」（様式1-1、様式1-2）に基づき、テレワークのシステム導入等に要する費用を補助する。
- ② 都道府県等は、本事業によりテレワークのシステム導入等を行った就労系障害福祉サービス事業者に対し、就労系障害福祉サービス事業者におけるテレワークのシステム導入等の状況について、「就労系障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入実績報告書」（様式2-1、様式2-2）により、事業完了年度の翌年度の4月末日までに報告を求める。

(2) 発達障害児・者に対する専用VR機器等を活用したソーシャルスキルトレーニングによる学習等実施支援

- ① 都道府県及び市町村は、管内の発達障害児・者支援事業者からの「発達障害児・者に対する専用VR機器等を活用したソーシャルスキルトレーニングによる学習等実施計画書」（様式1-3、様式1-4）に基づき、専用VR機器等を活用したソーシャルスキルトレーニングによる学習・訓練の実施体制の整備に要する費用を補助する。
- ② 都道府県及び市町村は、本事業により専用VR機器等を活用したソーシャルスキルトレーニングを実施した発達障害児・者支援事業者に対し、発達障害児・者に対する専用VR機器等を活用したソーシャルスキルトレ

ーニングによる学習等の実施状況について、「発達障害児・者に対する専用 VR 機器等を活用したソーシャルスキルトレーニングによる学習等実績報告書」（様式 2-3、様式 2-4）により、事業完了年度の翌年度の 4 月末日までに報告を求める。

5. 補助額

- (1) 就労系障害福祉サービス事業者におけるテレワーク等導入支援
実施主体あたりの補助額は 250 万円を目安とし、1 事業所あたり上限 125 万円、在宅就労 1 人あたりに係る単価は上限 12.5 万円とする。
- (2) 発達障害児・者に対する専用 VR 機器等を活用したソーシャルスキルトレーニングによる学習等実施支援
実施主体あたりの補助額は 100 万円を目安とし、1 事業所あたり上限 12.5 万円とする。

6. 補助対象経費

- (1) 就労系障害福祉サービス事業者におけるテレワーク等導入支援
在宅就労の実施に用いる、タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など。

※1 上記経費は当該年度中に係る経費のみを対象とする。リース費用も対象とするが、対象となる期間は当該年度分に限る。

※2 インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。

- (2) 発達障害児・者に対する専用 VR 機器等を活用したソーシャルスキルトレーニングによる学習等実施支援

専用 VR 機器を活用したソーシャルスキルトレーニングの実施に用いる、VR 機器等のハードウェア、ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）、クラウドサービス、保守・サポート費、導入関連経費、セキュリティ対策など。

※1 上記経費は当該年度中に係る経費のみを対象とする。リース費用も対象とするが、対象となる期間は当該年度分に限る。

※2 毎月のサービス利用費やインターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。

7. その他

補助対象経費のうち、「障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業」、「障害福祉分野の ICT 導入モデル事業」、経済産業省が実施している「IT 導入補助金」その他国又は地方公共団体から他の補助金等の交付を受けているものについては、本事業の補助対象とならないこと。

8. 経費の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。